

## 第2部 平成21年度における子ども・子育て支援策の具体的実施状況

### 第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

#### 第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

##### 1 子育てを社会全体で支える

###### 1) 子ども手当の創設

2010（平成22）年度において、中学校修了前までの子ども一人につき、月額1万3千円の子ども手当をその父母等に支給することを内容とする、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を2010年通常国会に提出し、同年3月に成立した。

##### 2 子どもの学びを支援する

###### 1) 高校の実質無償化

公立高等学校に対しては授業料を不徴収とするとともに、私立高校等については新たな支援制度を導入することを内容とする法律案を2010（平成22）年通常国会に提出し、同年3月に成立した。

###### 2) 奨学金の充実等

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業では、毎年充実を図ってきており、2009（平成21）年度においては、無利子奨学金と有利子奨学金をあわせた事業全体で、対前年度6万人増の115万人の学生等に対して奨学金を貸与するための事業費を計上した。このほか、各大学等が実施する授業料減免への支援等を通じて、教育費負担の軽減を図っている。

###### 3) 学校の教育環境の整備

2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を、2009（平成21）年3月に高等学校・特別支援学校学習指導要領などの改訂を行った。新学習指導要領では、改正教育基本法や中央教育審議会答申等を踏まえ子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむことをねらいとして、授業時数の増や指導内容の改善を図っている。

また、教職員配置については、これまでも40人学級の実現や少人数指導の導入などきめ細かな指導の充実を図ってきた。2010（平成22）年度は、教員が子どもに向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図るため、理数教科の少人数指導や特別支援教育の充実など4,200人の教職員定数の改善を図った。

## 第2節 意欲を持って就業と自立に向かえるように

### 1 若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む

#### 1) 非正規雇用対策の推進

非正規労働者の集中する都市圏に「非正規労働者就労支援センター」を、センター未設置の府県のハローワークに「非正規労働者就労支援コーナー」を設置し、就職支援や住宅確保相談等の生活支援、派遣先での直接雇用就労支援についての相談等様々な支援をワンストップで提供している。

中小企業事業主が、有期契約労働者から正社員に転換する制度を就業規則等により新たに規定し、有期契約労働者の希望により正社員として1人以上転換させた場合等に中小企業雇用安定化奨励金を支給しており、2009（平成21）年4月には、フルタイムの有期契約労働者と正社員との共通の処遇制度や教育訓練制度について新たに規定し、一定数以上に適用した場合にも支給されるよう拡充を図った。

また、派遣労働者の雇用の安定を図るため、登録型派遣、製造業務派遣の原則禁止等を盛り込んだ労働者派遣法改正案を提出した。

2008（平成20）年4月1日より、正社員との均衡のとれた待遇の確保や、正社員への転換の推進等を内容とした改正パートタイム労働法が施行され、改正パートタイム労働法に基づく行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の均衡待遇の確保等に取り組む事業主等に対する相談支援、助成金の支給等を行っている。

#### 2) 若者の就労支援

##### (1) 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策

###### ア 初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

2009（平成21）年度においては、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発等の調査研究を行う「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」を実施するとともに、小学校の教員を対象としたキャリア教育の指導資料を作成し、全国の教育委員会及び小学校等に配布した。また、高等学校（特に普通科高校）におけるキャリア教育を実施するための調査研究を行う「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を引き続き実施した。

###### イ 高等教育段階における職業体験の機会の提供等のキャリア教育の推進

各高等教育機関においても、インターンシップ等に取り組んでいる。政府では、インターンシップを推進する観点から、インターンシップの意義や実施上の手順等を示した「インターンシップの導入と運用のための手引き」の作成・配布など、各種の施策を実施している。

## ウ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方の検討

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について、2008（平成20）年12月、中央教育審議会に対して諮問し、2009年7月には審議経過報告を公表した。その後、各界各層から幅広く意見を聞きながら、更なる審議を行っている。

## (2) 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

### ア フリーター等の就労支援の推進

(ア) 若年者等正規雇用化特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進  
正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主に対して、求人枠を設けて正規雇用する場合に、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給することにより、年長フリーター等の雇用機会の確保を図った。

### (イ) ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援

ハローワークにおいて、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等を重点に、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人の確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、正規雇用化に向けた支援を実施している。

### (ウ) 若年者等トライアル雇用の活用

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用を図る「若年者トライアル雇用事業」（1人4万円、最大3か月）を実施している。

### (エ) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、きめ細やかなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職業経歴等をジョブ・カードに取りまとめることにより、正社員としての就職へと導く制度であり、これまでの累計で、ジョブ・カード取得者数は約20.9万人（2010（平成22）年2月末確定値）、職業訓練受講者数は約8.1万人（2010年3月末速報値）となっている。

### イ 就労が困難な若者に対する自立支援の推進

合宿形式による集団生活の中で労働体験等を通じて、就労等へと導く若者自立塾事業を2009年度は全国28か所で実施した。また地方自治体との協働により地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置（2009年度：92か所）し、状況に応じた専門的相談などの就労支援を行っている。

## (3) 能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備

企業が若者に求めている就職基礎能力の内容を公表し、それらを身に付けるための講座

や試験の認定を行うとともに、講座を修了又は試験に合格等した若年者からの申請に応じて証明書を発行するYESプログラムを展開した。

#### (4) 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

全国46都道府県（87か所）（2009年4月現在）にジョブカフェが設置されており、うち40都道府県においてハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施するほか、経済団体等関係機関との連携の下、企業説明会や各種セミナーの開催等を行う若年者地域連携事業を委託・実施している。

### 3) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

「子ども・若者育成支援推進法」が2009（平成21）年7月に成立し、2010（平成22）年4月1日より施行され、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進とともに、ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者への支援を行うために地域の関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを推進している。

## 第3節 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

### 1 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める

#### 1) 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学校における性に関する指導は、エイズ及び性感染症や人工妊娠中絶などの性に関する健康問題について、児童生徒がそのリスクを正しく理解し、適切な行動を取れることをねらいとし、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

#### 2) 乳幼児とふれあう機会の提供

保育所、児童館や保健センターなどの公的施設等を活用して、主に、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

#### 3) 学校・家庭・地域における取組の推進

小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関す

る取組を支援している。

#### 4) 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

社会全体における理解と広がりをもった取組を促進するため、「家族の日」、「家族の週間」を中心として、啓発事業を実施し、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族・地域の大切さの再認識を図っている。

#### 5) 家族形成に関する調査・研究等

2009（平成21）年度において、「インターネット等による少子化施策の点検・評価のための利用者意向調査」や「インターネットによる全世代における少子化社会のイメージ基礎調査」などを行った。

## 2 学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する

### 1) 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

#### (1) 地域の教育力の向上に向けた取組

##### ア 学校支援地域本部事業

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを行う学校支援地域本部事業を2008（平成20）年度より実施している。

##### イ 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」を実施している。

#### (2) 家庭の教育力の向上に向けた取組

乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用して、子育て講座などの家庭教育に関する学習機会が地域で提供されるよう支援している。また地域の家庭教育支援活動における中心的な役割を担う地域人材の養成や、民生委員や保健師、元教員等の専門的な人材を活用して家庭教育支援チームを組織し、学校等と連携して状況に応じて相談対応や情報提供、学習機会へのコーディネート等を行う地域の取組を支援している。

### 2) 消費者教育等の推進

消費者庁（2009（平成21）年8月までは内閣府）と文部科学省及び関係省庁が連携をとり、消費者教育施策を推進しており、消費者教育ポータルサイトによる、消費者教育用教材の提供や、独立行政法人国民生活センターによる、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校の教員を対象にした消費者教育講座を行っている。

また、2008（平成20）年3月に小・中学校学習指導要領、2009年3月に高等学校学習指

導要領を改訂し、消費者の基本的な権利と責任について指導することとするなど、消費者教育に関する内容の充実を図った。

### 3) 地域や学校における体験活動

#### (1) 地域における体験活動の推進

2008（平成20）年度から、「青少年体験活動総合プラン」を実施し、長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、自立に支援を要する青少年の体験活動、青少年の発達段階に応じた体験活動、関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動などを推進している。

#### (2) 学校における体験活動の推進

小・中・高等学校等においては、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、その成果を広く全国の学校に普及させ、全国の小・中・高等学校等での多様な体験活動の展開を推進している。

### 4) 文化・芸術活動

#### (1) 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

子どもたちが学校において、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体による実演指導、ワークショップやこれらの団体との共演に参加し、舞台芸術に身近に触れる機会を提供している。

#### (2) 学校の文化活動の推進

優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、文化芸術に関する体験談等の講話と簡単な実技披露を通して、子どもたちの文化芸術への関心を高める取組を推進している。

#### (3) 「文化芸術による創造のまち」支援事業

地域における文化リーダー（指導者）や文化芸術団体の育成、文化芸術活動の発信・交流、及び大学と地域との交流・連携を通して、地域の文化芸術活動の活性化と環境づくりを図る取組を支援している。

#### (4) 伝統文化こども教室

子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供している。

### 5) 自然とのふれあいの場

国立公園等において、子どもたちに自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指

導・協力のもと、自然の中でのマナーの習得、自然環境の復元維持活動などを行う機会を提供している。

また、地方公共団体や企業等との連携の下、子どもたちが環境保全活動・環境学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」を推進し、自然観察や水質調査などの環境学習やリサイクル活動などの環境保全活動に参加する機会を提供している。

#### 6) 農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

2008（平成20）年度から、総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学生が農山漁村において、農林漁家への宿泊や農林漁業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

#### 7) 子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、歩いていける範囲の公園の整備や、各種運動施設や遊戯施設等を有する総合的な公園などの整備を推進している。

身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2008（平成20）年度末277か所登録）をはじめとする『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』（2008年度末282か所登録）を実施している。